

領域警備法案・周辺事態法改正法案・PKO協力法改正法案のポイント

■領域警備法案

- 領域等（領海・離島等）の警備は警察機関による対処を原則としつつ、警察機関、自衛隊その他の関係行政機関の連携を強化。
- 事態の緊迫回避のため、均衡のとれた対応措置に留めることに留意し、国際法を遵守。

不法行為への適切・迅速な対応

- 国土交通大臣の要請があった場合に、海上保安庁が行う警備を自衛隊が補完（海上警備準備行動）
- 警察機関の配置状況や本土からの距離等の事情により、領域警備区域を設定。領域警備区域における不法行為の発生予防・対処（領域警備行動）のため、自衛隊に対して警察官職務執行法上の権限を付与。
- 領域警備区域内にて、治安出動・海警行動に該当する事態が発生した場合に、改めて個別の閣議決定を要しない。

シビリアンコントロールの徹底

- 5年を1期として領域警備基本方針を策定し、領域警備区域の指定とともに、国会にて承認。

■周辺事態法改正法案

周辺概念を堅持

- 平和安全法制による改正前の「周辺」の概念を堅持し、自衛隊の海外での活動に歯止め。「現に戦闘行為が行われていない現場」への拡大は認めない。

支援内容の拡充・適正化

- 後方地域支援の対象に、日米安保条約の目的達成に寄与する米軍とともに活動する外国（ACSA締結国に限る）軍を追加。公海上における後方地域支援（空中給油を除く）を可能に。
- 我が国として適切でない武器・弾薬の輸送・保管・修理・整備等を禁止。
- 周辺事態発生時に、退避する邦人等に対し、自衛隊が支援活動を実施。
- 警戒監視措置の根拠規定を整備。

シビリアンコントロールの徹底

- 基本計画に定める事項として、周辺事態の経緯や我が国に与える影響、支援の対象国、退避邦人支援活動の内容、等を追加。
- 基本計画を国会承認の対象とし、半年ごとに承認を更新。

■PKO協力法改正法案

PKO活動等における新たなニーズへ対応

- 国際連合平和維持活動（PKO）の業務として、DDR（武装解除・社会復帰支援）、SSR（治安部門改革）を追加。また、国際平和協力業務として人道的精神に基づく地雷除去業務を追加。
- 国連の統括下でない場合であっても、紛争によって混乱を生じた地域における立法・行政・司法・警察・矯正等事務について助言・指導・監督等を可能にするため、「国際的な行政機関等支援活動」を創設。
- PKO活動に従事する文民等からの緊急の要請を受けたとき、国連事務総長等の承諾に基づいて、これら文民の生命・身体の保護を自衛隊が実施。
- 我が国として適切でない武器・弾薬の輸送・保管・修理・整備等を禁止。

シビリアンコントロールの徹底

- 自衛隊が実施するPKO活動について、例外なく事前の国会承認とする。
- 概ね6ヶ月ごと（PKO5原則に抵触する場合は直ちに）に国会へ活動状況を報告。